

ひまわりクラブ

利用時間・利用料金及び指導員待遇の 検討資料

第6回放課後児童クラブ検討部会

目次

平成27年度 利用料収入額の試算	P1
ひまわりクラブ新利用料金によるシミュレーション	P4
放課後児童クラブ指導員の待遇について	P12
ひまわりクラブにおける運営費負担割合(現況)	P13
平成22年基準消費者物価指数時系列リスト	P14
平成27年度 放課後児童クラブ別在籍児童数予測と ひまわりクラブの指導員数見込	P15
政令市の利用料比較の試算	P17
政令市の公設児童クラブの指導員の賃金	P18
政令市の開設時間	P19

※これまでに配付した参考資料

- ・新潟市ひまわりクラブ条例……………第2回部会資料4
- ・新潟市ひまわりクラブ条例施行規則……………第2回部会資料4
- ・新潟市保育料金額表/保育園・幼稚園との利用時間の比較……………第3回部会資料8
- ・ニーズ調査による放課後児童クラブの利用希望時間……………第4回部会資料3

平成27年度 利用料収入額の試算

平成27年度 ひまわりクラブ運営費予測

(千円)

H27予測		
現行基準	賃金引上げ	差額
1,281,880	1,415,585	133,705

【賃金引上げ(案)内容】

- ・正規指導員(放課後児童支援員) 126,200円/月 ⇒ 149,200円/月
- ・加配指導員及び日々代替指導員(支援員または補助員) 有資格者(支援員) 実績値より70%を予測 760円/時 ⇒ 840円/時 ※年数に応じ960円/時までUPあり
無資格者(補助員) 実績値より30%を予測 760円/時 ⇒ 760円/時
- ・産育休代替指導員(支援員) 900円/時 ⇒ 960円/時
- ・土曜日の勤務(支援員または補助員) 1,020円/時 ⇒ 1,020円/時

【指導員数予測】※基準条例による新規配置基準により

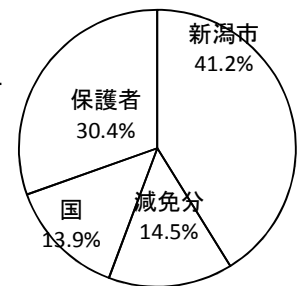
- ・正規指導員(放課後児童支援員): 252人
- ・加配指導員(放課後児童支援員または補助員): 172人(人数加配)
- ・加配指導員(放課後児童支援員または補助員): 118人(障がい児加配)
- ・その他指導員(日々代替、土曜登録、短時間臨時、産育休代替、フリー): 117施設となる予測で見込む

正規指導員と臨時指導員の賃金を現行通りとした場合

H27 現行の利用料金、減免制度

	利用料	人数	人数構成比	利用料収入計
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%	0
B 非課税	2,300 (1/3)	8,268	9.9%	19,016,400
C ~ 10,000	3,450 (1/2)	12,444	14.9%	42,931,800
D ~ 235,000	4,600 (2/3)	43,764	52.4%	201,314,400
E 235,000超	6,900 (1/1)	18,374	22.0%	126,780,600
		83,518	100.0%	390,043,200

(単位:円)

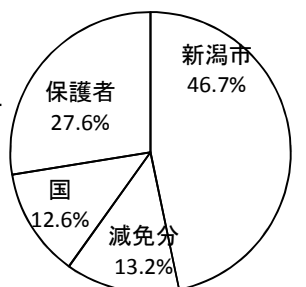


正規指導員と臨時指導員の賃金を引き上げた場合(運営費133,705千円増)

H27 現行の利用料金、減免制度

	利用料	人数	人数構成比	利用料収入計
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%	0
B 非課税	2,300 (1/3)	8,268	9.9%	19,016,400
C ~ 10,000	3,450 (1/2)	12,444	14.9%	42,931,800
D ~ 235,000	4,600 (2/3)	43,764	52.4%	201,314,400
E 235,000超	6,900 (1/1)	18,374	22.0%	126,780,600
		83,518	100.0%	390,043,200

(単位:円)



【案1】利用料 9,000円

国の考え方、保護者負担50%まで利用料金をUPする案
ただし、多子減免は、新潟市の負担とする

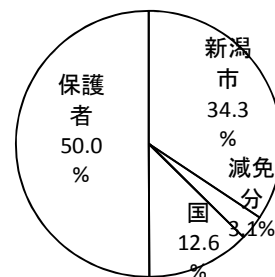
①

減免対象を生活保護と非課税に限定し利用料引き上げ
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税	4,500 (1/2)	8,268	9.9%
C 上記以外	9,000 (1/1)	74,582	89.3%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	0
	37,206,000
	671,238,000
	708,444,000



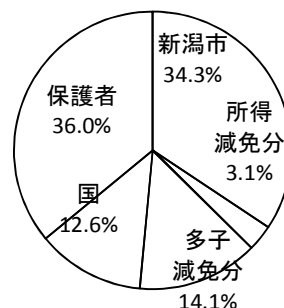
②-1

減免対象は生活保護と非課税世帯及び多子世帯
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2
第1子減免なし 第2子1/2 第3子以降1/3

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税(第1子)	4,500 (1/2)	3,993	4.8%
非課税(第2子)	2,250 (1/2) × (1/2)	3,134	3.8%
非課税(第3子以降)	1,500 (1/2) × (1/3)	1,141	1.4%
C 上記以外(第1子)	9,000 (1/1)	36,023	43.1%
上記以外(第2子)	4,500 (1/1) × (1/2)	28,267	33.8%
上記以外(第3子以降)	3,000 (1/1) × (1/3)	10,292	12.3%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	0
	17,968,500
	7,051,500
	1,711,500
	324,207,000
	127,201,500
	30,876,000
	509,016,000



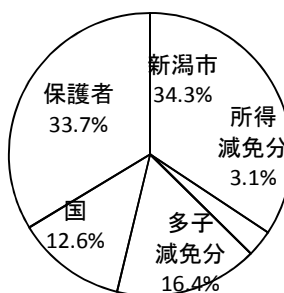
②-2

減免対象は生活保護と非課税世帯及び多子世帯
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2
第1子減免なし 第2子1/2 第3子以降無料

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税(第1子)	4,500 (1/2)	3,993	4.8%
非課税(第2子)	2,250 (1/2) × (1/2)	3,134	3.8%
非課税(第3子以降)	0 無料	1,141	1.4%
C 上記以外(第1子)	9,000 (1/1)	36,023	43.1%
上記以外(第2子)	4,500 (1/1) × (1/2)	28,267	33.8%
上記以外(第3子以降)	0 無料	10,292	12.3%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	0
	17,968,500
	7,051,500
	0
	324,207,000
	127,201,500
	0
	476,428,500



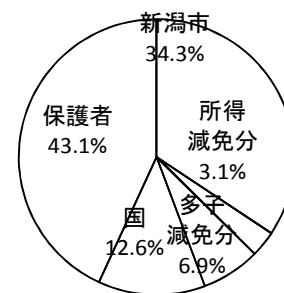
②-3

減免対象は生活保護と非課税世帯及び多子世帯
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2
第1子減免なし 第2子減免なし 第3子以降無料

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税(第1子)	4,500 (1/2)	3,993	4.8%
非課税(第2子)	4,500 (1/2)	3,134	3.8%
非課税(第3子以降)	0 無料	1,141	1.4%
C 上記以外(第1子)	9,000 (1/1)	36,023	43.1%
上記以外(第2子)	9,000 (1/1)	28,267	33.8%
上記以外(第3子以降)	0 無料	10,292	12.3%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	0
	17,968,500
	14,103,000
	0
	324,207,000
	254,403,000
	0
	610,681,500



【案2】利用料 8,300円 8月 15,000円

国の考え方、保護者負担50%まで利用料金をUPする案
ただし、多子減免は、新潟市の負担とする
8月料金を設け、8月以外の利用料金を抑える

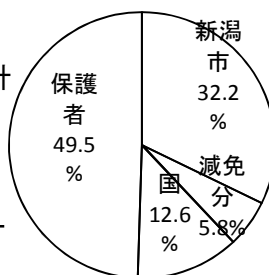
③

減免対象を生活保護と非課税に限定し利用料引き上げ
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税	4,150 (1/2)	7,532	9.0%
非課税(8月)	7,500 (1/2)	736	0.9%
C 上記以外	8,300 (1/1)	67,939	81.3%
上記以外(8月)	15,000 (1/1)	6,643	8.0%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	新潟市	保護者	国	減免分
0	32.2%	49.5%	12.6%	5.8%
31,257,800				
5,520,000				
563,893,700				
99,645,000				
700,316,500				



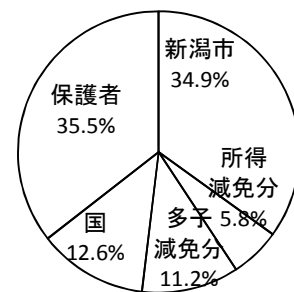
④-1

減免対象は生活保護と非課税世帯及び多子世帯
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2
第1子減免なし 第2子1/2 第3子以降1/3

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税(第1子)	4,150 (1/2)	3,638	4.4%
非課税(第2子)	2,070 (1/2) × (1/2)	2,855	3.4%
非課税(第3子以降)	1,380 (1/2) × (1/3)	1,039	1.2%
8月 非課税(第1子)	7,500 (1/2)	355	0.4%
非課税(第2子)	3,750 (1/2) × (1/2)	279	0.3%
非課税(第3子以降)	2,500 (1/2) × (1/3)	102	0.1%
C 上記以外(第1子)	8,300 (1/1)	32,814	39.3%
上記以外(第2子)	4,150 (1/1) × (1/2)	25,749	30.8%
上記以外(第3子以降)	2,760 (1/1) × (1/3)	9,376	11.2%
8月 上記以外(第1子)	15,000 (1/1)	3,209	3.8%
上記以外(第2子)	7,500 (1/1) × (1/2)	2,518	3.0%
上記以外(第3子以降)	5,000 (1/1) × (1/3)	916	1.1%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	新潟市	保護者	国	減免分	所得
0	34.9%	35.5%	12.6%	5.8%	0.0%
15,097,700					
5,909,850					
1,433,820					
2,662,500					
1,046,250					
255,000					
272,356,200					
106,858,350					
25,877,760					
48,135,000					
18,885,000					
4,580,000					
503,097,430					



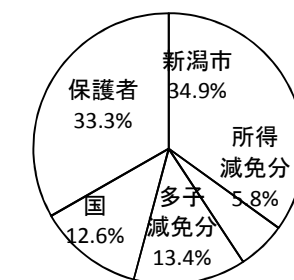
④-2

減免対象は生活保護と非課税世帯及び多子世帯
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2
第1子減免なし 第2子1/2 第3子以降無料

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税(第1子)	4,150 (1/2)	3,638	4.4%
非課税(第2子)	2,070 (1/2) × (1/2)	2,855	3.4%
非課税(第3子以降)	0 無料	1,039	1.2%
8月 非課税(第1子)	7,500 (1/2)	355	0.4%
非課税(第2子)	3,750 (1/2) × (1/2)	279	0.3%
非課税(第3子以降)	0 無料	102	0.1%
C 上記以外(第1子)	8,300 (1/1)	32,814	39.3%
上記以外(第2子)	4,150 (1/1) × (1/2)	25,749	30.8%
上記以外(第3子以降)	0 無料	9,376	11.2%
8月 上記以外(第1子)	15,000 (1/1)	3,209	3.8%
上記以外(第2子)	7,500 (1/1) × (1/2)	2,518	3.0%
上記以外(第3子以降)	0 無料	916	1.1%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	新潟市	保護者	国	減免分	所得
0	34.9%	33.3%	12.6%	5.8%	0.0%
15,097,700					
5,909,850					
0					
2,662,500					
1,046,250					
0					
272,356,200					
106,858,350					
0					
48,135,000					
18,885,000					
0					
470,950,850					



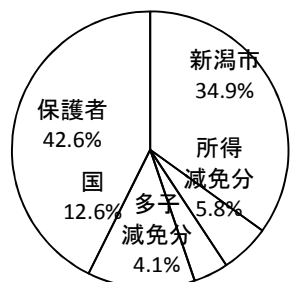
④-3

減免対象は生活保護と非課税世帯及び多子世帯
生活保護無料 市民税非課税世帯1/2
第1子減免なし 第2子減免なし 第3子以降無料

	利用料	人数	人数構成比
A 生活保護	0 (0)	668	0.8%
B 非課税(第1子)	4,150 (1/2)	3,638	4.4%
非課税(第2子)	4,150 (1/2)	2,855	3.4%
非課税(第3子以降)	0 無料	1,039	1.2%
8月 非課税(第1子)	7,500 (1/2)	355	0.4%
非課税(第2子)	7,500 (1/2)	279	0.3%
非課税(第3子以降)	0 無料	102	0.1%
C 上記以外(第1子)	8,300 (1/1)	32,814	39.3%
上記以外(第2子)	8,300 (1/1)	25,749	30.8%
上記以外(第3子以降)	0 無料	9,376	11.2%
8月 上記以外(第1子)	15,000 (1/1)	3,209	3.8%
上記以外(第2子)	15,000 (1/1)	2,518	3.0%
上記以外(第3子以降)	0 無料	916	1.1%
		83,518	100.0%

(単位:円)

利用料収入計	新潟市	保護者	国	減免分	所得
0	34.9%	42.6%	12.6%	4.1%	0.0%
15,097,700					
11,848,250					
0					
2,662,500					
2,092,500					
0					
272,356,200					
213,716,700					
0					
48,135,000					
37,770,000					
0					
603,678,850					



ひまわりクラブ新利用料金によるシミュレーション

【案1】利用料9,000円②-2

■標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム)のシミュレーション(H26.4 52.7%)
30代後半平均年収 国税庁 H24民間給与実態調査より

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第1子のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	9,000	4,600	4,400
8月利用料	9,000	4,600	4,400
年間	108,000	55,200	52,800

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第1子、第2子が利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	13,500	9,200	4,300
8月利用料	13,500	9,200	4,300
年間	162,000	110,400	51,600

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第2子のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	4,600	-100
8月利用料	4,500	4,600	-100
年間	54,000	55,200	-1,200

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第1子、第2子、第3子が利用

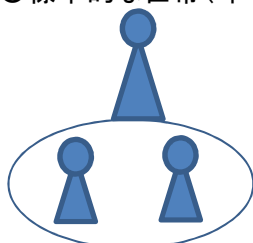
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	13,500	13,800	-300
8月利用料	13,500	13,800	-300
年間	162,000	165,600	-3,600

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第2子、第3子が利用

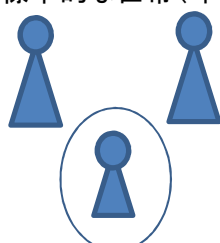
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	9,200	-4,700
8月利用料	4,500	9,200	-4,700
年間	54,000	110,400	-56,400

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第3子以降のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	4,600	-4,600
8月利用料	0	4,600	-4,600
年間	0	55,200	-55,200

【案1】利用料9,000円②-2

■ 市民税非課税世帯(H26.4 9.5%)・生活保護世帯(H26.4 0.7%) のシミュレーション

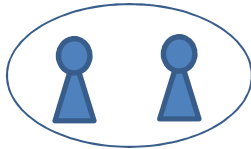
○ 市民税非課税世帯 第1子のみが利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	2,300	2,200
8月利用料	4,500	2,300	2,200
年間	54,000	27,600	26,400

○ 市民税非課税世帯 第1子、第2子が利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	6,750	4,600	2,150
8月利用料	6,750	4,600	2,150
年間	81,000	55,200	25,800

○ 市民税非課税世帯 第2子のみが利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	2,250	2,300	-50
8月利用料	2,250	2,300	-50
年間	27,000	27,600	-600

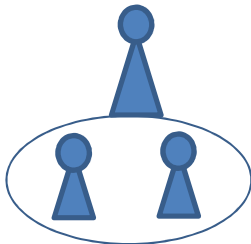
○ 市民税非課税世帯 第1子、第2子、第3子が利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	6,750	6,900	-150
8月利用料	6,750	6,900	-150
年間	81,000	82,800	-1,800

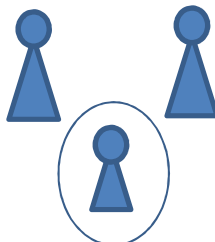
○ 市民税非課税世帯 第2子、第3子が利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	2,250	4,600	-2,350
8月利用料	2,250	4,600	-2,350
年間	27,000	55,200	-28,200

○ 市民税非課税世帯 第3子以降のみが利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	2,300	-2,300
8月利用料	0	2,300	-2,300
年間	0	27,600	-27,600

○ 生活保護世帯 【新】利用料金においても、現行通り全額減免



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	0	0
8月利用料	0	0	0
年間	0	0	0

■市民税所得割1万円未満世帯 のシミュレーション(H26.4 14.6%)

○市民税所得割1万円未満世帯 第1子のみが利用

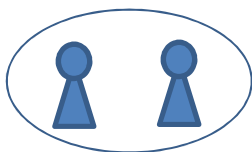
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	9,000	3,450	5,550
8月利用料	9,000	3,450	5,550
年間	108,000	41,400	66,600

○市民税所得割1万円未満世帯 第1子、第2子が利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	13,500	6,900	6,600
8月利用料	13,500	6,900	6,600
年間	162,000	82,800	79,200

○市民税所得割1万円未満世帯 第2子のみが利用

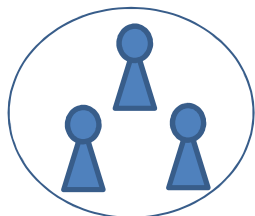
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	3,450	1,050
8月利用料	4,500	3,450	1,050
年間	54,000	41,400	12,600

○市民税所得割1万円未満世帯 第1子、第2子、第3子が利用

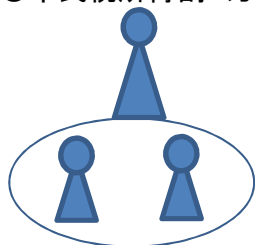
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	13,500	10,350	3,150
8月利用料	13,500	10,350	3,150
年間	162,000	124,200	37,800

○市民税所得割1万円未満世帯 第2子、第3子が利用

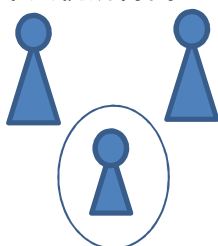
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	6,900	-2,400
8月利用料	4,500	6,900	-2,400
年間	54,000	82,800	-28,800

○市民税所得割1万円未満世帯 第3子以降のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	3,450	-3,450
8月利用料	0	3,450	-3,450
年間	0	41,400	-41,400

■ 市民税所得割23万5千以上世帯 のシミュレーション(H26.4 21.7%)

○ 市民税所得割23万5千以上世帯 第1子のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

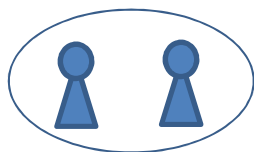


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	9,000	6,900	2,100
8月利用料	9,000	6,900	2,100
年間	108,000	82,800	25,200

○ 市民税所得割23万5千以上世帯 第1子、第2子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	13,500	13,800	-300
8月利用料	13,500	13,800	-300
年間	162,000	165,600	-3,600

○ 市民税所得割23万5千以上世帯 第2子のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	6,900	-2,400
8月利用料	4,500	6,900	-2,400
年間	54,000	82,800	-28,800

○ 市民税所得割23万5千以上世帯 第1子、第2子、第3子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

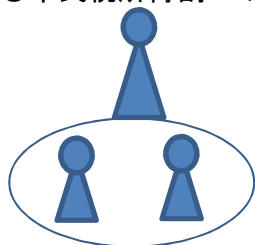


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	13,500	20,700	-7,200
8月利用料	13,500	20,700	-7,200
年間	162,000	248,400	-86,400

○ 市民税所得割23万5千以上世帯 第2子、第3子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

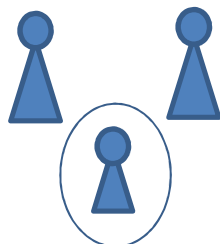


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,500	13,800	-9,300
8月利用料	4,500	13,800	-9,300
年間	54,000	165,600	-111,600

○ 市民税所得割23万5千以上世帯 第3子以降のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	6,900	-6,900
8月利用料	0	6,900	-6,900
年間	0	82,800	-82,800

ひまわりクラブ新利用料金によるシミュレーション

【案2】利用料8,300円/ 8月15,000円 ④-2

■標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム)のシミュレーション(H26.4 52.7%)
30代後半平均年収 国税庁 H24民間給与実態調査より

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第1子のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	8,300	4,600	3,700
8月利用料	15,000	4,600	10,400
年間	106,300	55,200	51,100

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第1子、第2子が利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	12,450	9,200	3,250
8月利用料	22,500	9,200	13,300
年間	159,450	110,400	49,050

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第2子のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	4,600	-450
8月利用料	7,500	4,600	2,900
年間	53,150	55,200	-2,050

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第1子、第2子、第3子が利用

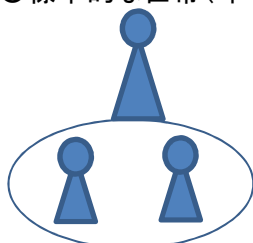
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	12,450	13,800	-1,350
8月利用料	22,500	13,800	8,700
年間	159,450	165,600	-6,150

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第2子、第3子が利用

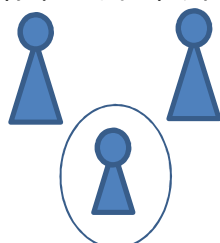
※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	9,200	-5,050
8月利用料	7,500	9,200	-1,700
年間	53,150	110,400	-57,250

○標準的な世帯(年収:父498万円 母パートタイム) 第3子以降のみが利用

※利用料金は、減免適用後 (円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	4,600	-4,600
8月利用料	0	4,600	-4,600
年間	0	55,200	-55,200

■市民税非課税世帯(H26.4 9.5%)・生活保護世帯(H26.4 0.7%) のシミュレーション

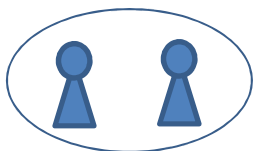
○市民税非課税世帯 第1子のみが利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	2,300	1,850
8月利用料	7,500	2,300	5,200
年間	53,150	27,600	25,550

○市民税非課税世帯 第1子、第2子が利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	6,220	4,600	1,620
8月利用料	11,250	4,600	6,650
年間	79,670	55,200	24,470

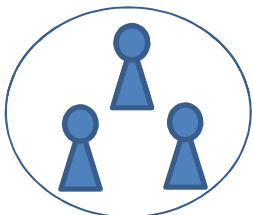
○市民税非課税世帯 第2子のみが利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	2,070	2,300	-230
8月利用料	3,750	2,300	1,450
年間	26,520	27,600	-1,080

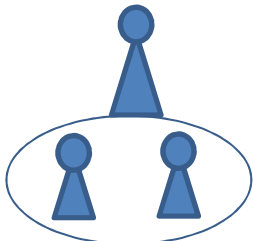
○市民税非課税世帯 第1子、第2子、第3子が利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	6,220	6,900	-680
8月利用料	11,250	6,900	4,350
年間	79,670	82,800	-3,130

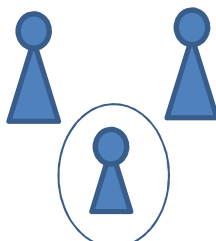
○市民税非課税世帯 第2子、第3子が利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	2,070	4,600	-2,530
8月利用料	3,750	4,600	-850
年間	26,520	55,200	-28,680

○市民税非課税世帯 第3子以降のみが利用



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	2,300	-2,300
8月利用料	0	2,300	-2,300
年間	0	27,600	-27,600

○生活保護世帯 【新】利用料金においても、現行通り全額減免



※利用料金は、減免適用後 (円)

	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	0	0
8月利用料	0	0	0
年間	0	0	0

■ 市民税所得割1万円未満世帯 のシミュレーション(H26.4 14.6%)

○ 市民税所得割1万円未満世帯 第1子のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

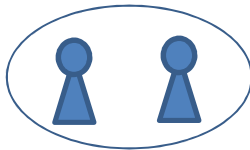


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	8,300	3,450	4,850
8月利用料	15,000	3,450	11,550
年間	106,300	41,400	64,900

○ 市民税所得割1万円未満世帯 第1子、第2子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	12,450	6,900	5,550
8月利用料	22,500	6,900	15,600
年間	159,450	82,800	76,650

○ 市民税所得割1万円未満世帯 第2子のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	3,450	700
8月利用料	7,500	3,450	4,050
年間	53,150	41,400	11,750

○ 市民税所得割1万円未満世帯 第1子、第2子、第3子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

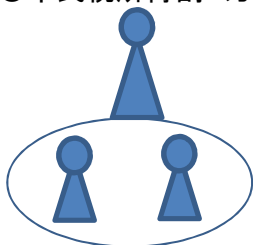


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	12,450	10,350	2,100
8月利用料	22,500	10,350	12,150
年間	159,450	124,200	35,250

○ 市民税所得割1万円未満世帯 第2子、第3子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

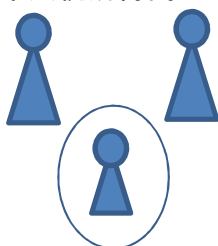


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	6,900	-2,750
8月利用料	7,500	6,900	600
年間	53,150	82,800	-29,650

○ 市民税所得割1万円未満世帯 第3子以降のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	3,450	-3,450
8月利用料	0	3,450	-3,450
年間	0	41,400	-41,400

■市民税所得割23万5千以上世帯 のシミュレーション(H26.4 21.7%)

○市民税所得割23万5千以上世帯 第1子のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

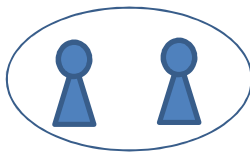


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	8,300	6,900	1,400
8月利用料	15,000	6,900	8,100
年間	106,300	82,800	23,500

○市民税所得割23万5千以上世帯 第1子、第2子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	12,450	13,800	-1,350
8月利用料	22,500	13,800	8,700
年間	159,450	165,600	-6,150

○市民税所得割23万5千以上世帯 第2子のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	6,900	-2,750
8月利用料	7,500	6,900	600
年間	53,150	82,800	-29,650

○市民税所得割23万5千以上世帯 第1子、第2子、第3子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

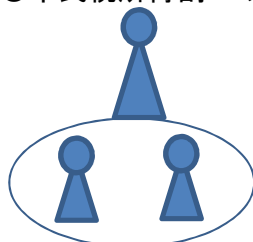


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	12,450	20,700	-8,250
8月利用料	22,500	20,700	1,800
年間	159,450	248,400	-88,950

○市民税所得割23万5千以上世帯 第2子、第3子が利用

※利用料金は、減免適用後

(円)

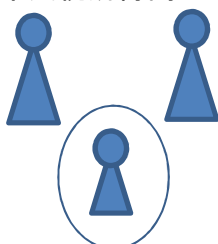


	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	4,150	13,800	-9,650
8月利用料	7,500	13,800	-6,300
年間	53,150	165,600	-112,450

○市民税所得割23万5千以上世帯 第3子以降のみが利用

※利用料金は、減免適用後

(円)



	【新】利用料金	現在の利用料金	差額
毎月利用料	0	6,900	-6,900
8月利用料	0	6,900	-6,900
年間	0	82,800	-82,800

放課後児童クラブ指導員の待遇について

○新潟市（ひまわりクラブ）の現状

正 規 指 導 員	: 126,200 円／月（※勤務加算として毎年 1,300 円ずつ加算あり）
加 配 指 導 員	: 760 円／時
土曜登録指導員	: 1,020 円／時
日々代替指導員	: 760 円／時
短時間臨時指導員	: 760 円／時～1,020 円／時
育休代替臨時指導員	: 900 円／時

○指導員の賃金を増額した場合の委託料への影響額

条 件 平成 27 年 4 月 1 日現在の児童数見込みを、7,181 人と予測する（ニーズ調査量の見込みより）。
職員配置は、新基準で配置する。

クラブ施設数を平成 27 年度設置見込み数 117 施設とし、職員の人数を算出する。

・ 正 規 指 導 員 : 252 人	・ 日 々 代 替 指 導 員 : 117 人
・ 人 数 加 配 指 導 員 : 172 人	・ 土 曜 登 録 指 導 員 : 117 人
・ 障 が い 児 加 配 指 導 員 : 118 人	・ そ の 他 臨 時 指 導 員 : 30 人

勤務加算は、平成 26 年度見込み時点で算出する。

勤務日数、勤務時間、共済費計算の方法は、現行のままとする。

【正規指導員：放課後児童支援員】

正規指導員の賃金を市保育士の賃金相当（149,200 円／月）に引き上げ

※市保育士給与 167,600 円／月（週 38.75 時間勤務）

約 149,200 円／月（週 34.5 時間勤務に換算）

	現在の単価で算出	単価引上げ後	差額
賃金	549,138 千円	641,234 千円	72,834 千円
共済費	83,743 千円	97,787 千円	11,109 千円
計	632,881 千円	739,021 千円	106,140 千円

【加配指導員：放課後児童支援員・補助員】

放課後児童支援員資格の臨時指導員の賃金を政令市指導員平均賃金相当との差額（80 円／時）を加算
臨時指導員のうち 70%を有資格者として算出。育休代替は 960 円／時、土曜は変更なし。

※市臨時保育士給与 7,500 円／日（一日 7.75 時間勤務）

約 960 円／時（時間給に換算）まで、年数に応じて加算していくことを想定。

80 円（臨時指導員賃金（840 円／時）との差額）

	現在の単価で算出	単価引上げ後	差額
賃金	508,945 千円	536,156 千円	27,211 千円
共済費	5,295 千円	5,649 千円	354 千円
計	514,240 千円	541,805 千円	27,565 千円

○上記パターンで指導員の賃金を増額した場合の指導員年収への影響額

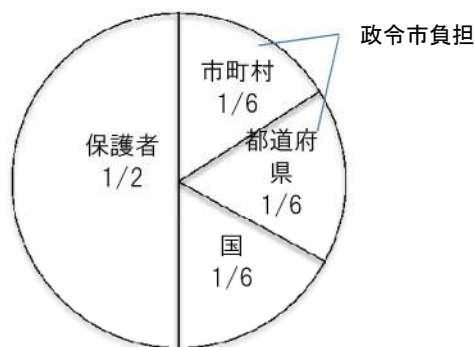
	現在の単価で算出	単価引上げ後	差額
正規指導員年収平均	2,180 千円	2,545 千円	365 千円
有資格指導員年収	1,154 千円	1,272 千円	118 千円
無資格指導員年収	1,154 千円	1,154 千円	0 千円

※短時間臨時指導員、その他臨時指導員については、状況が異なるため記載なし。

ひまわりクラブにおける運営費負担割合(現況)

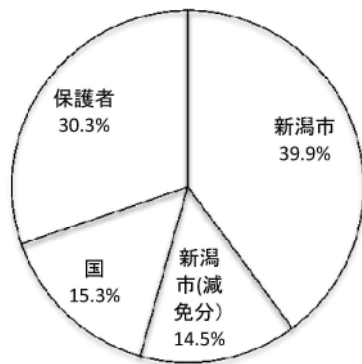
■ひまわりクラブ利用者負担の考え方

国が想定する運営費の負担の考え方

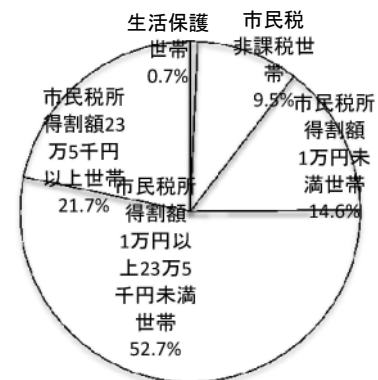


■新潟市における運営費負担割合の現状

(平成25年度決算見込)



■平成26年度 減免区分別世帯割合



■利用料減免額別児童数と減免額

前年度の市民税の課税額(保護者合算)により決定する。

平成25年度からは、税制改正による年少扶養控除および特定扶養控除の廃止による影響を受けないように市民税額を再計算。

※H26は4月分利用料調定より

区分(階層)	減免基準	月額利用料	減免額	対象児童数(人)※延べ人数				年間減免額(円)※述べ			
				平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(4月)	平成23年度	平成24年度	平成25年度(見込)	平成26年度(4月)
生活保護世帯	全額免除	0	6,900	384	552	537	44	2,649,600	3,808,800	3,705,300	303,600
市民税非課税世帯	2/3免除	2,300	4,600	6,398	6,447	6,803	625	29,430,800	29,656,200	31,293,800	2,875,000
市民税所得割額1万円未満世帯	1/2免除	3,450	3,450	5,582	6,272	10,227	928	19,257,900	21,638,400	35,283,150	3,201,600
市民税所得割額1万円以上23万5千円未満世帯	1/3免除	4,600	2,300	34,872	36,728	35,956	3,431	80,205,600	84,474,400	82,698,800	7,891,300
市民税所得割額23万5千円以上世帯	-	6,900	0	14,011	14,499	15,120	1,396	0	0	0	0
合計				61,247	64,498	68,643	6,424	131,543,900	139,577,800	152,981,050	14,271,500
減免適用世帯割合				77.1%	77.5%	78.0%	78.3%				
平均利用料(円)				4,752	4,736	4,671	4,678				
委託料(H26は 当初予算額)								947,219,899	999,322,610	1,057,904,729	1,059,161,000
国庫補助(H26は 当初予算額)								140,378,000	144,082,000	162,166,000	172,753,000
利用料収入(H26は 当初予算額) ※延べ人数による賦課額								291,060,400	305,458,400	320,655,650	337,078,000

平成22年基準消費者物価指数時系列リスト

総務省統計局公表

			15年 2003	16年 2004	17年 2005	18年 2006	19年 2007	20年 2008	21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014
新潟市	指	1月	101.0	100.7	101.2	101.3	100.9	101.0	101.0	100.2	99.1	99.9	99.4	100.7
		2月	100.8	100.9	101.0	100.9	100.5	100.7	100.7	100.3	99.2	100.1	99.4	100.7
		3月	101.4	101.2	101.3	101.2	101.0	101.2	100.9	100.4	99.7	100.5	99.3	100.9
		4月	101.6	101.3	101.5	101.6	100.8	101.2	101.0	100.8	100.0	100.7	99.5	
		5月	101.6	101.2	101.4	101.8	101.3	102.1	101.0	100.5	99.8	100.3	99.4	
		6月	101.4	101.7	100.8	101.7	100.9	103.0	100.6	100.2	99.6	99.4	99.4	
	数	7月	101.2	101.3	100.8	101.2	100.6	102.9	100.0	99.1	99.3	99.2	99.9	
		8月	101.3	101.9	100.8	102.0	100.9	103.4	100.2	99.6	99.6	99.6	100.0	
		9月	101.2	101.7	100.9	101.8	101.2	102.9	100.3	99.7	99.6	99.7	100.8	
		10月	101.3	102.4	100.9	101.5	101.0	102.6	99.9	100.3	99.9	99.6	100.7	
		11月	100.6	101.9	100.6	100.7	100.6	101.7	99.4	99.7	99.3	99.0	100.6	
		12月	100.9	101.3	100.7	101.1	101.0	101.2	99.6	99.2	99.1	99.2	100.4	
	年平均		101.2	101.5	101.0	101.4	100.9	102.0	100.4	100.0	99.5	99.8	99.9	
	年度平均		101.2	101.4	101.0	101.3	100.9	102.0	100.1	99.8	99.7	99.6	100.3	
全国	指	1月	100.6	100.3	100.5	100.4	100.4	101.1	101.1	100.1	99.5	99.6	99.3	100.7
		2月	100.3	100.3	100.2	100.1	99.9	100.9	100.8	100.0	99.5	99.8	99.2	100.7
		3月	100.6	100.5	100.5	100.3	100.2	101.4	101.1	100.3	99.8	100.3	99.4	101.0
		4月	100.9	100.5	100.6	100.5	100.5	101.3	101.2	100.4	99.9	100.4	99.7	
		5月	101.1	100.6	100.7	100.8	100.8	102.1	101.0	100.3	99.9	100.1	99.8	
		6月	100.8	100.8	100.3	100.8	100.6	102.6	100.8	100.1	99.7	99.6	99.8	
	数	7月	100.6	100.5	100.2	100.5	100.5	102.8	100.5	99.5	99.7	99.3	100.0	
		8月	100.8	100.6	100.3	101.2	101.0	103.1	100.8	99.7	99.9	99.4	100.3	
		9月	100.9	100.9	100.6	101.2	101.0	103.1	100.8	99.9	99.9	99.6	100.6	
		10月	100.9	101.4	100.6	101.0	101.3	103.0	100.4	100.2	100.0	99.6	100.7	
		11月	100.4	101.2	100.2	100.5	101.1	102.1	100.2	99.9	99.4	99.2	100.8	
		12月	100.5	100.7	100.3	100.6	101.3	101.7	100.0	99.6	99.4	99.3	100.9	
	年平均		100.7	100.7	100.4	100.7	100.7	102.1	100.7	100.0	99.7	99.7	100.0	
	年度平均		100.7	100.6	100.4	100.6	101.0	102.1	100.4	99.9	99.8	99.5	100.4	
国家公務員初任給(大卒Ⅱ種)(円)			170,700	170,700	170,200	170,200	172,200	172,200	172,200	172,200	172,200	172,200	172,200	172,200
市保育士(円)			149,200	149,200	148,500	159,700	159,700	161,600	161,600	167,600	167,600	167,600	167,600	167,600
ひまわりクラブ指導員(円)			128,100	126,700	126,700	126,200	126,200	126,200	126,200	126,200	126,200	126,200	126,200	126,200
ひまわりクラブ利用料金(円)			6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900

※利用料は平成5年度～6,000円 平成8年度～6,600円 平成11年度～6,900円

平成27年度 放課後児童クラブ別在籍児童数予測とひまわりクラブの指導員数見込

★民設(補助) ☆民設(委託)

※ニーズ調査による量の見込みからの予測倍率・割合を算出

■ 網掛けは、平成26年度整備予定クラブ 施設面積は予定値

クラブNO	クラブ名	H26.5.1		クラブ計		H27予測								指導員数(新規定)			指導員数(現規定)			現→新の増加指導員数		
		低学年	高学年	児童数計	(a)合計	予測倍率	低学年	高学年 / 低学年	高学年	合計	新設調整後	クラス数	施設面積	1人あたり面積	正規(嘱託)	支援員加配(嘱託)	補助員加配(臨時)	正規(嘱託)	加配(臨時)	正規(嘱託)	支援員加配(嘱託)	補助員加配(臨時)
18	松 浜	74	0	74	74	1.16	86	0.08	7	93	93	3	240.05	2.58	2	1	3	2	3	0	1	0
43	太夫浜	55	0	55	55	1.16	64	0.08	5	69	69	2	109.30	1.58	2		2	2	2	0	0	0
45	濁 川	86	0	86	86	1.16	100	0.08	8	108	68	2	109.90	1.62	2		2	2	1	0	0	1
45	濁 川	0	0			1.16	0	0.08	0	0	40	1	64.00	1.60	2		0	2	0	0	0	0
56	葛 塚	124	1	125	125	1.16	144	0.08	12	156	156	4	392.04	2.51	2	2	4	2	6	0	2	-2
57	早通南1	59	1	60	60	1.16	69	0.08	6	75	75	2	163.96	2.19	2		2	2	2	0	0	0
57	早通南2	71	0	71	71	1.16	83	0.08	7	90	90	3	163.96	1.82	2	1	3	2	3	0	1	0
58	木 崎	71	0	71	71	1.16	83	0.08	7	90	90	3	197.07	2.19	2	1	3	2	3	0	1	0
59	葛塚東	116	1	117	117	1.16	135	0.08	11	146	146	4	291.49	2.00	2	2	4	2	6	0	2	-2
★	ななほし	20	0	20	20	1.16	23	0.08	2	25	20	1	36.94	1.85					0	0	0	0
★	おかわん	0	0	0		1.16	0	0.08	0	0	5	1	64.00	12.80					0	0	0	0
北区合計		676	3	679	679		787		65	852	852	26			18	7	23	18	26	0	7	-3
3	桃 山	114	8	122	122	1.02	117	0.10	11	128	90	3	194.47	2.16	2	1	3	2	3	0	1	0
3	桃 山	0	0			1.02	0	0.10	0	0	38	1	64.00	1.68	2		0	2	0	0	0	0
4	木戸1	32	8	40	40	1.02	33	0.10	3	36	36	1	94.00	2.61	2		0	2	0	0	0	0
4	木戸2	32	2	34	34	1.02	33	0.10	3	36	36	1	75.33	2.09	2		0	2	0	0	0	0
8	東中野山1	51	2	53	53	1.02	52	0.10	5	57	57	2	123.19	2.16	2		2	2	1	0	0	1
8	東中野山2	60	1	61	61	1.02	61	0.10	6	67	67	2	123.19	1.84	2		2	2	2	0	0	0
15	大 形1	66	0	66	66	1.02	68	0.10	7	75	75	2	178.86	2.39	2		2	2	2	0	0	0
15	大 形2	60	0	60	60	1.02	61	0.10	6	67	67	2	178.86	2.67	2		2	2	2	0	0	0
15	大 形3	33	0	33	33	1.02	34	0.10	3	37	37	1	115.03	3.11	2		0	2	0	0	0	0
23	中野山	92	1	93	93	1.02	94	0.10	9	103	103	3	265.20	2.58	2	1	3	2	3	0	1	0
26	東山の下1	52	3	55	55	1.02	53	0.10	5	58	58	2	101.85	1.76	2		2	2	1	0	0	1
26	東山の下2	62	2	64	64	1.02	64	0.10	6	70	70	2	145.75	2.08	2		2	2	2	0	0	0
27	下 山	101	1	102	102	1.02	103	0.10	10	113	56	2	163.33	2.92	2		2	2	1	0	0	1
27	下 山	0	0			1.02	0	0.10	0	0	57	2	180.00	3.16	2		2	2	1	0	0	1
29	江 南	66	2	68	68	1.02	68	0.10	6	74	74	2	178.87	2.42	2		2	2	2	0	0	0
32	牡丹山	95	2	97	97	1.02	97	0.10	9	106	36	1	182.17	5.06	2			2	0	0	0	0
33	南中野山	67	1	68	68	1.02	69	0.10	7	76	38	1	123.99	3.26	2			2	0	0	0	0
33	南中野山	0	0			1.02	0	0.10	0	0	38	1	64.00	1.68	2			2	0	0	0	0
38	山の下	39	1	40	40	1.02	40	0.10	4	44	44	1	120.96	2.75	2			2	0	0	0	0
44	竹 尾	70	0	70	70	1.02	72	0.10	7	79	36	1	60.12	1.67	2			2	0	0	0	0
44	竹尾	0	0	0	0	1.02	0	0.10	0	0	43	1	180.00	4.19	2			2	0	0	0	0
★	アリス	71	3	74	74	1.02	73	0.10	7	80	80	2	91.14	1.14								
★	上木戸	73	0	73	73	1.02	75	0.10	7	82	82	2	144.08	1.76								
★	ブンブン	19	0	19	19	1.02	19	0.10	2	21	21	1	39.78	1.89								
★	なじよも	0	0	0	0	1.02	0	0.10	0	0	70	2	260.84	3.73								
東区合計		1,255	37	1,292	1,292		1,286		123	1,409	1,409	41			42	2	24	42	20	0	2	4
1	鏡 淵	57	0	57	57	1.03	59	0.10	6	65	65	2	134.90	2.08	2		2	2	2	0	0	0
2	入 舟	39	1	40	40	1.03	40	0.10	4	44	59	2	162.00	2.75	2		2	2	1	0	0	1
5	白 山	37	1	38	38	1.03	38	0.10	4	42	42	1	142.50	3.39	2		0	2	0	0	0	0
6	新 潟	122	0	122	122	1.03	126	0.10	13	139	69	2	196.60	2.85	2		2	2	2	0	0	0
6	新 潟	0	0			1.03	0	0.10	0	0	70	2	128.00	1.83	2		2	2	2	0	0	0
6	湊	5	0	5	5	1.03	5	0.10	1	6	-		106.70						0	0	0	0
7	女 池	118	0	118	118	1.03	122	0.10	13	135	67	2	180.52	2.69	2		2	2	2	0	0	0
7	女 池	0	0			1.03	0	0.10	0	0	68	2	128.00	1.88	2		2	2	2	0	0	0
12	有明台	33	4	37	37	1.03	34	0.10	3	37	37	1	78.57	2.12	2		0	2	0	0	0	0
13	万代長嶺	39	7	46	46	1.03	40	0.10	4	44	44	1	200.00	4.55	2		0	2	0	0	0	0
19	沼 垂	69	1	70	70	1.03	71	0.10	7	78	39	1	119.73	3.07	2		0	2	0	0	0	0
19	沼 垂	0	0			1.03	0	0.10	0	0	39	1	128.00	3.28	2		0	2	0	0	0	0
20	紫竹山1	67	1	68	68	1.03	69	0.10	7	76	76	2	138.65	1.82	2		2	2	2	0	0	0
20	紫竹山2	32	4	36	36	1.03	33	0.10	3	36	36	1	94.27	2.62	2		0	2	0	0	0	0
24	山 潟1	42	0	42	42	1.03	43	0.10	5	48	48	2	101.85	2.12	2		2	2	1	0	0	1
24	山 潟2	48	2	50	50	1.03	50	0.10	5	55	55	2	154.85	2.82	2		2	2	1	0	0	1
25	桜が丘1	69	1	70	70	1.03	71	0.10	7	78	78	2	154.85	1.99	2		2	2	2	0	0	0
25	桜が丘2	46	0	46	46	1.03	47	0.10	5	52	52	2	101.85	1.96	2		2	2	1	0	0	1
28	浜 浦	60	0	60	60	1.03	62	0.10	6	68	34	1	99.88	2.94	2		0	2	0	0	0	0
28	浜 浦	0	0			1.03	0	0.10	0	0	34	1	64.00	1.88	2		0	2	0	0	0	0
35	南万代	69	0	69	69	1.03	71	0.10	7	78	78	2	181.81	2.33	2		2	2	2	0	0	0
36	豊 照	8	3	11	11	1.03	8	0.10	1	9	-		66.00						0	0	0	0
37	上 所	113	1	114	114	1.03	117	0.10	12	129	64	2	204.73	3.20	2		2	2	1	0	0	1
37	上 所	0	0			1.03	0	0.10	0	0	65	2	128.00	1.97	2		2	2	2	0	0	0
40	鳥屋野	150	1	151	151	1.03	155	0.10	16	171	57	2	274.51	4.82	2		2	2	2	0	0	0
40	鳥屋野	0	0			1.03	0	0.10	0	0	57	2	128.00	2.25	2		2	2	2	0	0	0
40	鳥屋野	0	0			1.03	0	0.10	0	0	57	2	128.00	2.25	2		2	2	2	0	0	0
41	笹 口	58	1	59	59	1.03	60	0.10	6	66	66	2	128.48	1.95	2		2	2	2	0	0	0
42	上 山1	63	1	64	64	1.03	65	0.10	7	72	67	2	111.60	1.67	2		2	2	2	0	0	0
42	上 山2	59	0	59	59	1.03	61	0.10	6	67	72	2	115.93	1.61	2		2	2	2	0	0	0
★	上 恵光	28	0	28	28	1.03	29	0.10	3	32	32	1	47.25	1.48								
★	親 松	25	0	25	25	1.03	26	0.10	3	29	29	1	46.53	1.60								
中央区合計		1,456	29	1,485	1,485		1,502		154	1,656	1,656	50			56	0	40	56	35	0	0	5

平成27年度 放課後児童クラブ別在籍児童数予測とひまわりクラブの指導員数見込

★民設(補助) ☆民設(委託)

※ニーズ調査による量の見込みからの予測倍率・割合を算出

■ 網掛けは、平成26年度整備予定クラブ 施設面積は予定値

クラブNO	クラブ名	H26.5.1		クラブ計		H27予測								指導員数(新規定)			指導員数(現規定)			現一新の増加指導員数			
		低学年	高学年	児童数計	(a)合計	予測倍率	低学年	高学年/低学年	高学年	合計	新設調整後	クラス数	施設面積	1人あたり面積	正規(嘱託)	支援員加配(嘱託)	補助員加配(臨時)	正規(嘱託)	加配(臨時)	正規(嘱託)	支援員加配(嘱託)	補助員加配(臨時)	
14	東曾野木	37	2	39	39	1.07	39	0.08	3	42	42	1	96.88	2.31	2		0	2	0	0	0	0	0
22	曾野木	72	1	73	73	1.07	77	0.08	6	83	83	2	141.85	1.71	2		2	2	2	0	0	0	0
22	両川	47	0	47	47	1.07	50	0.08	4	54	54	2	137.33	2.54	2		2	2	1	0	0	0	1
30	丸山	61	0	61	61	1.07	65	0.08	5	70	70	2	163.95	2.34	2		2	2	2	0	0	0	0
39	大淵	26	0	26	26	1.07	28	0.08	2	30	30	1	99.78	3.33	2		0	2	0	0	0	0	0
62	横越1	52	5	57	57	1.07	55	0.08	4	59	59	2	173.03	2.93	2		2	2	1	0	0	0	1
62	横越2	56	7	63	63	1.07	60	0.08	5	65	65	2	190.49	2.93	2		2	2	2	0	0	0	0
63	亀田	57	0	57	57	1.07	61	0.08	5	66	67	2	112.01	1.67	2		2	2	2	0	0	0	0
63	亀田分室	47	1	48	48	1.07	50	0.08	4	54	53	2	67.50	1.27	2		2	2	1	0	0	0	1
64	亀田東1	88	0	88	88	1.07	94	0.08	7	101	101	3	213.62	2.12	2	1	3	2	3	0	1	0	0
64	亀田東2	97	3	100	100	1.07	104	0.08	8	112	112	3	155.00	1.38	2	1	3	2	4	0	1	-1	0
65	亀田西1	67	2	69	69	1.07	72	0.08	5	77	77	2	214.20	2.78	2		2	2	2	0	0	0	0
65	亀田西2	71	2	73	73	1.07	76	0.08	6	82	82	2	192.72	2.35	2		2	2	2	0	0	0	0
66	早通	33	0	33	33	1.07	35	0.08	3	38	38	1	64.29	1.69	2		0	2	0	0	0	0	0
江南区合計		811	23	834	834		866		67	933	933	27			28	2	24	28	22	0	2	2	
51	新津第一	57	4	61	61	0.95	54	0.24	13	67	67	2	135.00	2.02	2		2	2	2	0	0	0	0
52	新津第三1	58	6	64	64	0.95	55	0.24	13	68	68	2	131.67	1.94	2		2	2	2	0	0	0	0
52	新津第三2	66	1	67	67	0.95	63	0.24	15	78	78	2	147.69	1.89	2		2	2	2	0	0	0	0
60	小須戸	36	1	37	37	0.95	34	0.24	8	42	42	1	54.00	1.29	2		0	2	0	0	0	0	0
61	矢代田	23	1	24	24	0.95	22	0.24	5	27	27	1	115.93	4.29	2		0	2	0	0	0	0	0
80	金津	26	1	27	27	0.95	25	0.24	6	31	31	1	131.22	4.23	2		0	2	0	0	0	0	0
☆	あおぞら	138	48	186	186	0.95	132	0.24	31	163	163	4	489.30	3.00									
☆	キッズ	56	12	68	68	0.95	53	0.24	12	65	65	2	99.47	1.53									
☆	パンプー	57	17	74	74	0.95	54	0.24	13	67	67	2	105.85	1.58									
☆	きっず	123	44	167	167	0.95	117	0.24	28	145	145	4	211.85	1.46									
☆	小合西	12	0	12	12	0.95	12	0.24	3	15	15	1	75.24	5.02									
★	新関	2	0	2	2	0.95	2	0.24	0	2	2	1	82.62	41.31									
秋葉区合計		654	135	789	789		623		147	770	770	23			12	0	6	12	6	0	0	0	0
53	白根1	51	9	60	60	1.03	52	0.09	5	57	57	2	133.00	2.33	2		2	2	1	0	0	0	1
53	白根2	45	0	45	45	1.03	46	0.09	4	50	50	2	212.50	4.25	2		2	2	1	0	0	0	1
54	臼井	28	0	28	28	1.03	29	0.09	3	32	32	1	75.90	2.37	2		0	2	0	0	0	0	0
55	根岸	38	0	38	38	1.03	39	0.09	4	43	43	1	115.93	2.70	2		0	2	0	0	0	0	0
71	味方	34	0	34	34	1.03	35	0.09	3	38	38	1	109.55	2.88	2		0	2	0	0	0	0	0
73	月潟	26	1	27	27	1.03	27	0.09	2	29	29	1	117.67	4.06	2		0	2	0	0	0	0	0
☆	大通	64	0	64	64	1.03	66	0.09	6	72	72	2	116.27	1.62									
★	茨っ子	8	0	8	8	1.03	8	0.09	1	9	9	1	23.58	2.62									
★	大鷲	11	0	11	11	1.03	11	0.09	1	12	12	1	28.87	2.41									
☆	こぼっ子	36	0	36	36	1.03	37	0.09	3	40	40	1	85.95	2.15									
南区合計		341	10	351	351		350		32	382	382	13			12	0	4	12	2	0	0	0	2
9	真砂	66	0	66	66	1.22	81	0.08	7	88	88	2	145.74	1.66	2		2	2	3	0	0	0	-1
10	小針	95	1	96	96	1.22	116	0.08	9	125	125	3	164.22	1.31	2	1	3	2	5	0	1	-2	0
11	新通1	86	2	88	88	1.22	105	0.08	8	113	83	2	196.67	2.37	2		2	2	2	0	0	0	0
11	新通2	105	0	105	105	1.22	128	0.08	10	138	84	2	178.87	2.13	2		2	2	2	0	0	0	0
11	新通	0	0			1.22	0	0.08	0	0	84	2	180.00	2.14	2		2	2	2	0	0	0	0
16	五十嵐	75	0	75	75	1.22	92	0.08	7	99	99	3	143.73	1.45	2	1	3	2	3	0	1	0	0
17	西内野1	56	0	56	56	1.22	69	0.08	6	75	75	2	135.80	1.81	2		2	2	2	0	0	0	0
17	西内野2	61	0	61	61	1.22	75	0.08	6	81	81	2	180.92	2.23	2		2	2	2	0	0	0	0
21	内野1	67	1	68	68	1.22	82	0.08	7	89	89	3	155.00	1.74	2	1	3	2	3	0	1	0	0
21	内野2	63	0	63	63	1.22	77	0.08	6	83	83	2	180.92	2.18	2		2	2	2	0	0	0	0
31	坂井輪1	66	0	66	66	1.22	81	0.08	7	88	88	2	195.58	2.22	2		2	2	3	0	0	0	-1
31	坂井輪2	67	0	67	67	1.22	82	0.08	7	89	89	3	190.42	2.14	2	1	3	2	3	0	1	0	0
34	東青山	103	0	103	103	1.22	126	0.08	10	136	98	3	197.09	2.01	2	1	3	2	3	0	1	0	0
34	東青山	0	0			1.22	0	0.08	0	0	38	1	64.00	1.68	2		0	2	0	0	0	0	0
46	山田1	56	1	57	57	1.22	69	0.08	6	75	75	2	112.47	1.50	2		2	2	2	0	0	0	0
46	山田2	46	6	52	52	1.22	56	0.08	4	60	60	2	115.03	1.92	2		2	2	1	0	0	0	1
47	立仏	56	0	56	56	1.22	68	0.08	5	73	73	2	157.75	2.16	2		2	2	2	0	0	0	0
48	大野	55	2	57	57	1.22	67	0.08	5	72	72	2	124.00	1.72	2		2	2	2	0	0	0	0
48	黒崎南	19	1	20	20	1.22	23	0.08	2	25	25	1	97.50	3.90	2		0	2	0	0	0	0	0
49	赤塚	53	0	53	53	1.22	65	0.08	5	70	70	2	119.73	1.71	2		2	2	2	0	0	0	0
50	坂井東	82	0	82	82	1.22	100	0.08	8	108	108	3	120.96	1.12	2	1	3	2	4	0	1	-1	0
☆	青山	90	0	90	90	1.22	110	0.08	9	119	119	3	778.32	6.54									
★	ノートルダム	9	0	9	9	1.22	11	0.08	1	12	12	1	151.68	12.64									
★	明美ヶ丘	19	0	19	19	1.22	23	0.08	2	25	25	1	47.80	1.91									
★	木山っ子	11	0	11	11	1.22	13	0.08	1	14	14	1	61.92	4.42									
★	つばさ	13	0	13	13	1.22	16	0.08	1	17	17	1	108.00	6.35									
★	小瀬	9	1	10	10	1.22	11	0.08	1	12	12	1	63.50	5.29									
西区合計		1,428	15	1,443	1,443		1,746		140	1,886	1,886	54			42	6	44	42	48	0	6	-4	
67	岩室	31	0	31	31	0.87	27	0.11	3	30	30	1	166.34	5.55	2		0	2	0	0	0	0	0
67	岩室小キッズ	22	4	26	26	0.87	19	0.11	2	21	21	1	412.50	19.64	2		0	2	0	0	0	0	0
68	鎧郷	48	7	55	55	0.87	42	0.11	5	47	47	2	186.59	3.97	2		2	2	1	0	0	0	1
69	曾根	44	0	44	44	0.87	38	0.11	4	42	42	1	152.37	3.63	2		0	2	0	0			

政令市の利用料比較

H26.4.1現在

都市名	月額利用料	おやつ代	減免基準	備考
1 札幌市	無料	おやつは持参	就学援助受給…利用料(2,000円)免除 2人目以降…半額	放課後子ども教室推進事業と一体 8:00～8:45、18:00～19:00は2,000円 長期休業期間は2,000円
2 仙台市	3,000円	施設による	生活保護・市民税非課税…免除 市民税均等割のみ課税…半額	
3 さいたま市	8,000円	2,000円	生活保護、所得税・市民税非課税…免除 所得税課税・市民税非課税…2,000円	H26 8,000円まで段階的に値上げした H24 4,000円 H25 6,000円
4 千葉市	7,400円	2,000円	生活保護・市民税非課税…免除 市民税所得割5,000円未満…半額	7月8,100円、8月9,600円 延長月1,000円
5 横浜市	5,000円	実費	生活保護、市民税所得割非課税…半額	
6 川崎市	無料	1日100円	—	放課後子ども教室推進事業と一体
7 相模原市	5,300円	2,000円	生活保護・市民税非課税…免除 前月までに全日利用しない申し出…免除	
8 静岡市	9,500円	含む	(減免制度なし)	8月14,000円、3月12,000円 清水区7,500円
9 浜松市	4,000円	2,000円	ひとり親世帯…減免	施設により2,000円～8,200円
10 名古屋市	1,500円	含む	—	延長月5,000円
11 京都市	9,000円	2,000円	生活保護…免除 ※2人目減額有 所得税・市民税非課税…1,600円 所得税のみ非課税…3,100円 市所得割課税は月9,500円まで段階設定	所得税額により0～9,500円 2人目は0～5,400円
12 大阪市	無料	おやつは持参	—	放課後子ども教室推進事業と一体
13 堺市	8,000円	2,000円	生活保護・市民税非課税…免除 市民税所得割非課税…半額	
14 神戸市	4,500円	1,500円	生活保護・市民税非課税・ひとり親…免除 市民税非課税…半額	
15 岡山市	6,500円	含む	各運営委員会により異なる	標準基準6,000円、上限8,000円
16 広島市	無料	—	—	児童館で放課後児童健全育成事業を行っている
17 北九州市	7,000円	含む	各運営委員会により異なる	
18 福岡市	3,000円	2,000円	生活保護、就学援助受給…免除 兄弟同時在園…免除(延長利用料半額)	
19 熊本市	4,300円	2,000円	生活保護、就学援助受給…免除 兄弟同時在園…2人目以降半額	
20 新潟市	6,900円	2,000円	生活保護…免除 (0円) 市民税非課税…1/3 (2,300円) 市所得割10,000円未満…1/2 (3,450円) " 235,000円未満…2/3 (4,600円)	
平均	5,806円	1,950円	※利用料無料の4市を除く16市の平均 ※おやつ代月額10市の平均	

※利用料は公設民営クラブの標準的な金額

政令市の公設放課後児童クラブ指導員の賃金

都市名	1. 札幌市		2. 仙台市	3. さいたま市	4. 千葉市	5. 横浜市	6. 川崎市	7. 相模原市	8. 静岡市	9. 浜松市	10. 名古屋市
運営	公設民営 ※児童館で実施	公設民営 ※ミニ児童館で実施	公設民営	公設民営	公設民営	公設民営	公設民営	公設公営	公設民営	公設民営	公設民営
予算上の賃金	・児童指導員 154,600円/月 ・臨時職員 5,110円/日 ・予備指導員 6,470円/日 ・事務指導員 146,000円/月	・専門指導員 165,300円/月 ・児童指導員 146,000円/月 ・予備指導員 6,470円/日	・年収2,800～3,400千円程度 ・市非常勤職員報酬月額89～134千円等	階級・経験年数・資格などにより異なる	・指導員 146,000円/月 ・補助指導員 960円/時	・指導員 200,000円/月以上 ・補助指導員 868円/時	907円/時(下限額)以上	1,000円/時	有資格者 979円/時 市のパート保育士賃金に合わせる 主任には主任手当180円/日 無資格者 910円/時	・指導員 1,240円/時 ・補助指導員 868円/時	事業者により異なる
国家公務員の地域手当に係る級地区分と相当額をカットした賃金	6級地(3%) ・児童指導員 150,097円/月 ・臨時職員 4,961円/日 ・予備指導員 6,282円/日 ・事務指導員 141,748円/月	6級地(3%) ・専門指導員 160,485円/月 ・児童指導員 141,748円/月 ・予備指導員 6,282円/日	5級地(6%) ・年収2,642～3,208千円程度 ・市非常勤職員報酬月額84～126千円等	3級地(12%)	4級地(10%) ・指導員 132,727円/月 ・補助指導員 873円/時	3級地(12%) ・指導員 178,571円/月以上 ・補助指導員 775円/時	3級地(12%) 810円/時(下限額)以上	4級地(10%) 909円/時(下限額)以上	5級地(6%) 有資格者 924円/時(下限額)以上 無資格者 858円/時	6級地(3%) ・指導員 1,204円/時 ・補助指導員 842円/時	3級地(12%)
利用料見直し	なし		財務当局には検討するよう言われている	H26にUPLした	低学年は見直しなし 高学年は低学年より低く検討中	なし	なし	なし	なし	なし	なし
指導員賃金の見直し	H26年度賃金のベースUPはないが、6h勤務をフルタイムとした		指定管理者が決める	指定管理者が決める	検討の可能性あり	検討の可能性あり	なし	なし	なし	なし	事業者が決める
利用時間の見直し	なし		なし	H26に開設を午前8時にした	なし	なし	なし	なし	検討の可能性あり	なし	なし
学校休業日における開室時間	午前8時 (午前8時～8時45分は延長時間)	午前8時 (午前8時～8時45分は延長時間)	午前9時 (長期休業日等は午前8時) 平日も児童館として午前9時開館	午前8時30分⇒H26午前8時に変更	午前8時 (土曜日のみ午前8時30分)	午前8時30分	午前8時30分	午前8時	午前8時	午前8時	午前8時 (土曜日は午前9時)
基本閉室時間	午後6時	午後6時	午後6時 (土曜日は午後5時)	午後7時	午後6時 (土曜日は午後4時30分)	午後7時	午後6時	午後6時	午後6時	午後6時 (一部午後6時30分及び午後7時)	午後5時
延長閉室時間	午後7時	午後7時	午後7時15分	延長なし	午後7時	延長なし	別事業として午後7時まで	午後7時	延長なし	延長なし	午後7時 (土曜日は午後6時)

都市名	11. 京都市	12. 大阪市	13. 堺市	14. 神戸市	15. 岡山市	16. 広島市	17. 北九州市		18. 福岡市	19. 熊本市	20. 新潟市
運営	公設民営	公設公営	公設民営	公設民営	公設民営	公設公営	公設民営 ※右記以外	公設民営 ※児童館で実施	公設民営	公設公営	公設民営
予算上の賃金	・指導員 146,710円/月 +資格や経験年数でUP ・補助指導員 800円/時	・運営指導員 142,750円/月 ・運営補助指導員 1,070円/時 ・地域指導員 870円/時	850円/時 (H26 20円UP)	920円/時	予算上 1,060円/時 だが、 各運営委員会で 900円～2,000円/時までばらつきがある。	2,556,181円/年	1,040円/時 市職員人事院勧告で上下する	1,040円/時 市職員人事院勧告で上下する	9,390円/日 有償ボランティア 950円/時	850円/時	正規指導員 月給126,200円 臨時指導員 時給760円
国家公務員の地域手当に係る級地区分と相当額をカットした賃金	4級地(10%) ・指導員 133,373円/月 +資格や経験年数でUP ・補助指導員 727円/時	2級地(15%) ・運営指導員 124,130円/月 ・運営補助指導員 930円/時 ・地域指導員 757円/時	4級地(10%) 773円/時	4級地(10%) 836円/時	6級地(3%)	4級地(10%) 2,323,801円/年	6級地(3%) 1,009円/時	6級地(3%) 1,009円/時	4級地(10%) 8,536円/日 有償ボランティア 864円/時	その他級地(0%) 850円/時	その他級地(0%) 正規指導員 月給126,200円 臨時指導員 時給760円
利用料見直し	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	利用時間と合わせ検討中	検討中
指導員賃金の見直し	3%UPを検討中	なし	検討中	なし	なし	検討の可能性あり	なし	なし	市の嘱託職員と合わせている単独はない	保育士と合わせている単独はない	検討中
利用時間の見直し	なし	なし	検討の可能性あり	午後7時までのクラブを増やす見込み	なし	なし	検討中	検討中	なし	午前8時にする予定	検討中
学校休業日における開室時間	午前8時	午前8時30分	午前9時 (長期休業日のみ午前8時30分)	午前9時 (長期休業中のみ午前8時30分)	運営委員会により異なるが、標準基準では午前9時	午前8時30分	午前8時30分	午前8時30分	午前8時30分	午前8時30分	午前8時
基本閉室時間	午後6時	午後6時	午後6時	午後5時	運営委員会により異なるが、標準基準では午後5時または6時	午後6時30分	午後6時30分	午後5時	午後5時	午後6時	午後6時30分
延長閉室時間	午後6時30分	延長なし	延長なし	午後6時 一部午後7時	運営委員会により異なる	延長なし	延長なし	午後6時30分	午後7時	延長なし	延長なし

※指導員賃金を時給換算している13市(新潟市を除く)の平均 837円

政令市の開設時間

都市名	開設時間		利用料(円/月)		備考			
	平日	延長	通常	延長				
1 札幌市	～ 午後6時	～ 午後7時	無料	2,000 円				
2 仙台市	～ 午後6時	～ 午後7時15分	3,000円	1,000 円				
3 さいたま市	～ 午後7時		8,000円					
4 千葉市	～ 午後6時	～ 午後7時	7,400円	1,000 円				
5 横浜市	～ 午後7時		5,000円					
6 川崎市	～ 午後6時	～ 午後7時	無料	2,500 円	延長は別事業として			
7 相模原市	～ 午後6時	～ 午後7時	5,300円	1回200円				
8 静岡市	～ 午後6時		9,500円					
9 浜松市	～ 午後6時		4,000円					
10 名古屋市	～ 午後6時	～ 午後7時	1,500円	5,000 円				
11 京都市	～ 午後6時	～ 午後6時30分	9,000円	800 円	延長料金は0～800円 (所得による)			
12 大阪市	～ 午後6時		無料					
13 堺市	～ 午後6時		8,000円					
14 神戸市	～ 午後5時	～ 午後6時	4,500円	1,500 円				
15 岡山市	～ 午後6時	施設により異なる	6,500円	施設による				
16 広島市	～ 午後6時30分		無料					
17 北九州市	～ 午後6時30分		7,000円					
18 福岡市	～ 午後5時	～ 午後7時	3,000円	2,000 円	延長は1時間1,000円 2時間2,000円			
19 熊本市	～ 午後6時		4,300円					
20 新潟市	～ 午後6時30分		6,900円					
まとめ	午後5時まで	2	平均 5,806円	2,500円	1			
	午後6時まで	13		午後6時まで	1		2,000円	2
	午後6時30分まで	2		午後6時30分まで	1		1,500円	1
	午後7時まで	2		午後7時まで	6		1,000円	2
				午後7時15分まで	1		800円	1
		施設により異なる	1	その他	2			

※複数の形態で実施している都市については、公設民営クラブの標準的なものを記載